

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となる場合がありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 9 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 2 5 日から 令和 7 年 1 0 月 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 0 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 0 月 3 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,340,000 2,672,000	一括	668,000	31,643	0
1	1,230,000				
2	2,110,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 |
| | 地 番 | 1 8 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 6 . 6 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 1 8 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 8 3 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5 . 9 1 平方メートル
2 階 3 0 . 3 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 8 月 6 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 |
| | 地 番 | 1 8 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 6 . 6 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 1 8 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 8 3 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5 . 9 1 平方メートル
2 階 3 0 . 3 9 平方メートル |

令和 6年(ヌ)第 44号
令和 6年11月13日受理
令和 6年**12**月**24**日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 田口 幸弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 |
| | 地 番 | 1 8 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 6 . 6 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 1 8 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 8 3 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5 . 9 1 平方メートル
2 階 3 0 . 3 9 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	兵庫県尼崎市大庄北三丁目10番15号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ （物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 概略見取図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 物件1土地について

端部には境界を示すと思われる鋸、コンクリート杭が存し、概測したところ、地積測量図と概ね符合するものと思われる。

西側及び南側で道路に接している。

西側道路は、公図上「水」となっており、市道認定のない道路である。なお、物件1の北西端及び南西端と思われる鋸が道路内に存したことから、物件1の一部（1平方メートル未満）が道路負担している可能性がある。

南側道路は、私人所有の私道である。

南側私道内には下水道本管が埋設されているが、物件1は西側道路から下水道の引き込みを行っている（評価人調査）。

2 物件2建物について

所有者であるAは亡くなっている。相続人は全員相続放棄をしている。Aの妻であるBと、子であるCは、Aと同居していた。住民票を調査すると、Aが亡くなった後、数か月後にB、Cは転居している。

上記の経過を考慮すると、B、Cに独立の占有を認めるのは相当ではなく、動産が残置された状態で所有者が占有しているものと判断した。

立入調査をしたところ、全体的に老朽化しており、経年劣化の他、床のたわみ等が存した。また、2階洋室に猫の飼育用品があり、同部屋には汚損、ペット臭が存した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (Aの妻)、C (Aの子)	B、Cからの回答書要旨は次のとおり 1 本件物件には、A、B、Cが住んでいました。 2 本件物件内の荷物は上記の者らの荷物ですが、全て不要品です。 3 本件建物に、不具合箇所はありません。 4 玄関の廊下、洗面台とその下の床、トイレを交換したことがあります。 5 室内で、猫を6匹飼っていました。 6 本件物件内で、事件、事故はありません。 7 境界について、争いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年11月14日 (木) 13:55-14:15	神戸地方法務局尼崎支局	登記事項証明書、公図等調査
R6年11月15日 (金) 13:40-13:55	物件所在地	外観調査、写真撮影、照会書差置き (返信用郵券110円添付)
R6年11月18日 (月) 14:00	当庁	尼崎市に対し住民票調査 (郵券110円使用、返信用郵券110円添付)
R6年11月27日 (水) 11:20-12:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
R6年11月27日 (水) 14:00	当庁	B、Cに対し照会書送付 (郵券110円×2使用、返信用郵券110円×2添付)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 6年11月27日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

1 128
0 129

202
218

219
222

223
230

1

635-1
つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



- A 大庄北3丁目
- B 大庄北3丁目
- C 大庄北3丁目
- D 大庄北3丁目

請求部	所在	尼崎市大庄北3丁目				地番	183番			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月14日
神戸地方法務局尼崎支局

請求番号：8-1
(1/2)

登記官

(6 枚目)

公印

これは図面に記録された土地の位置を説明した図面である。

令和6年11月14日

神戸地方支務局尼崎支局

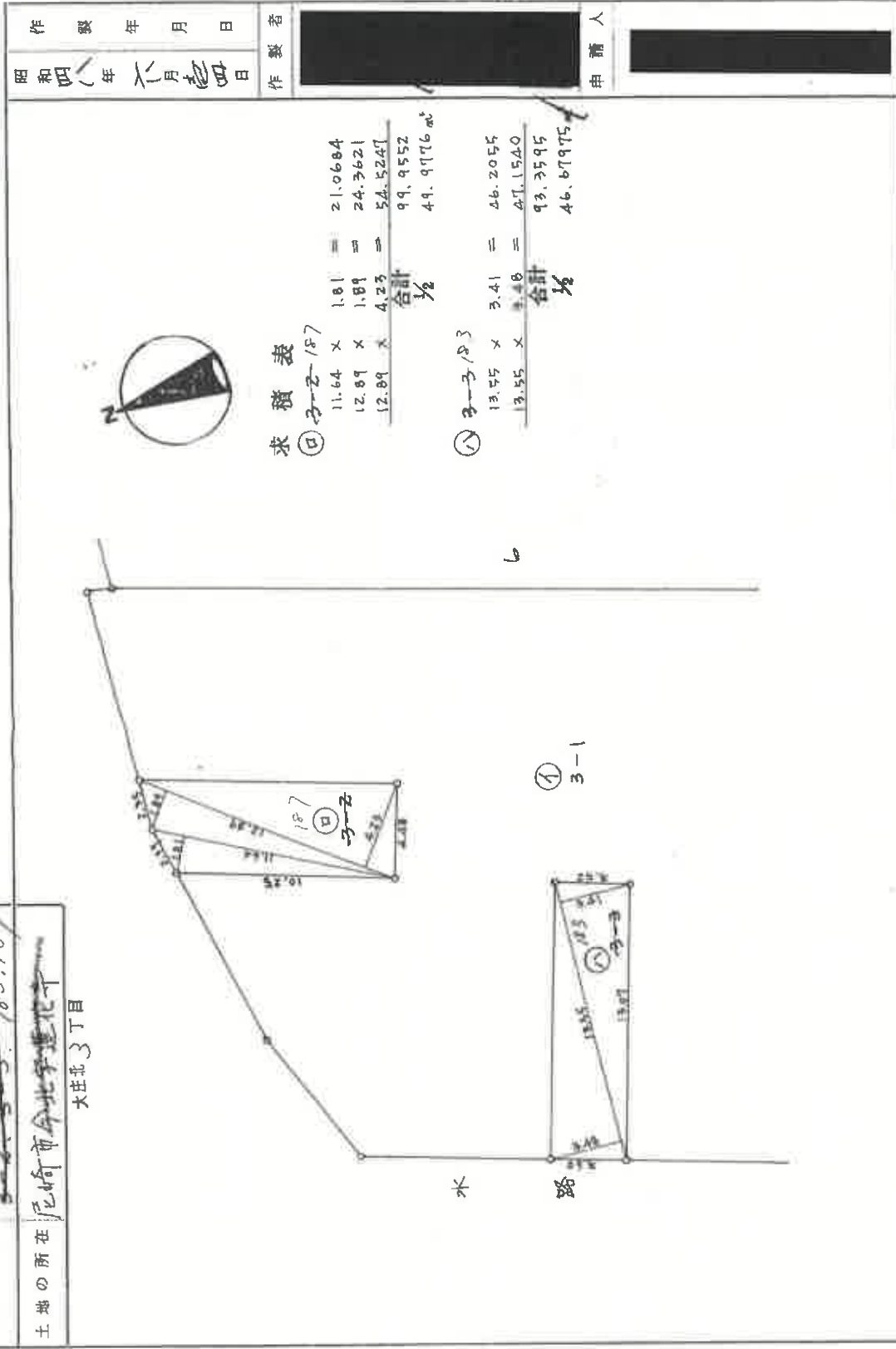
(2 枚目)

前 3-1・後・新 170-1 183.187

地 番 170-3-3 183.187
土地の所在 尼崎市命北平蓮花寺
大庄北3丁目

地 積 測 量 図

48.6.14



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

登記年月日：昭和62年12月24日

62.12.24

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

令和6年11月14日

神戸地方支務局尼崎支局

登記簿

(8 枚目)

請求番号：8-3

各階平面図

家屋番号 183

建築物所在地 尼崎市大庄北3丁目183番地

建築物各階平面図

老階平面図

1 階

求積表

11.70 x 3.07 =	35.9190
合計	35.9190
床面積	35.91 ㎡

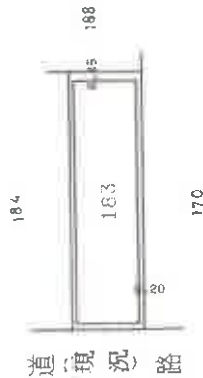


式階平面図

2 階

求積表

9.80 x 3.07 =	30.3930
合計	30.3930
床面積	30.39 ㎡



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

作製者

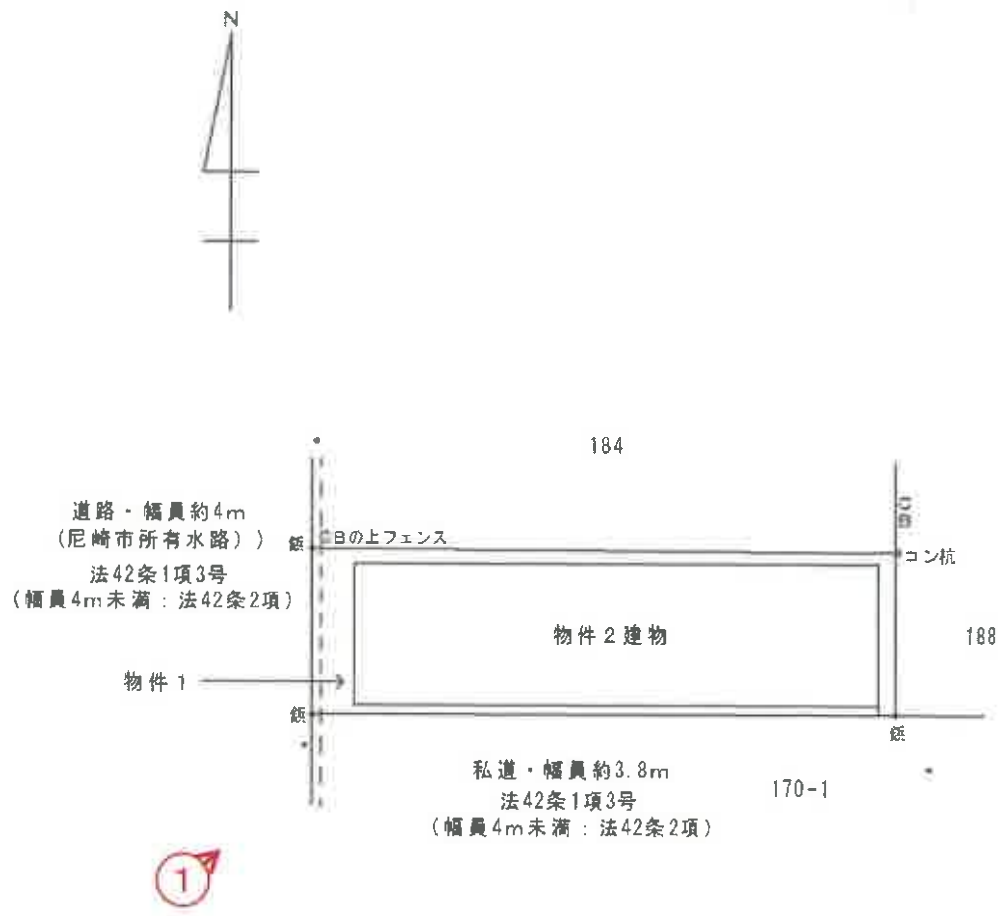
縮尺 1/250

申請人

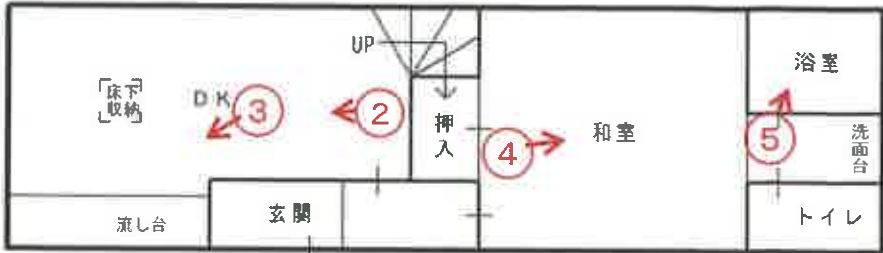
縮尺 1/250

157450

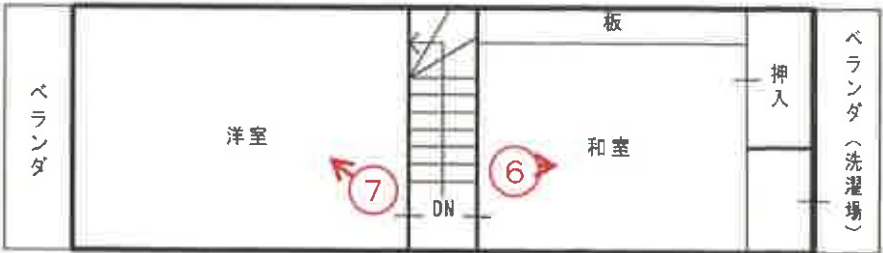
(以下裏面参照)



←○は写真番号、撮影位置・方向を示す



1 階



2 階



①



②





5



6



令和 6 年 《ヌ》 第 44 号
令和 6 年 11 月 27 日 現 地 調 査
令和 6 年 12 月 24 日 評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣嶋琢也

第1 評価額

一括 価 格	
金3,340,000円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金1,230,000円
物件 2 (建物)	金2,110,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線 立花駅の南西方 約1.6 k m (道路距離) 《附属資料「対象不動産・公示地等の所在図」参照》	
付 近 の 状 況	小規模の一般住宅が密集する既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % 準防火地域 第2種高度地区
画 地 条 件	登記地積 46.67 m ² のほぼ長方形地 (角地) 南側間口×奥行 約13m×約3.6m 端部には境界を示すと思われる鋸・コン杭が存し、概測の結果、概ね地積測量図と符合するものと判断した。 なお、現況では、西側の一部 (1m ² 未満程度) を道路負担 (事実上のセットバック) している可能性がある。	
接面道路の状況	南側 約3.8m私道※ 西側 約4m市道※ ※幅員4m以上：法42条1項3号、幅員4m未満：法42条2項	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染調査を要する。	
特 記 事 項	・ 南側私道 (170番1) は他人私道である。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和62年5月31日 新築 経過年数 38 年程度 経済的残存耐用年数 0 年（残価程度と判定）
仕 様	構 造 ☺ 木造 屋 根 ☺ 瓦葺 外 壁 ☺ モルタル等 内 壁 ☺ クロス・ジュラク壁等 天 井 ☺ クロス・吸音板等 床 ☺ フローリング・タタミ等 設 備 ☺ 特になし。 その他 ☺ 特になし。
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 ☺ 居宅 間取り ☺ 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	全体的に老朽化しており、経年劣化の他、床のたわみ等が存していた。また、2階洋室でペット（猫）を飼育していた模様で、汚損・ペット臭が存していた。
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物についてはアスベストを含有する成形材等が使用されている可能性は低い。なお、アスベスト使用の詳細の把握には専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	113,000	0.93	46.67	0.90	4,410,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（尼崎－46）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $156,000 \times 101/100 \times 100/103 \times 100/135 \approx 113,000$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位(1.03)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/105 \times 100/107 \times 100/120 \times 100/100 \approx 100/135$

イ 個別格差：私道負担(西側)・セットバック(南側)の可能性、南側他人私道(0.93)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	185,000	66.30	0.03	370,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的全耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(3%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,410,000	0.60	法定地上権	2,650,000
			計	2,650,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,410,000	-2,650,000		1.00	0.70	1,230,000
2	370,000	+2,650,000	1.00	1.00	0.70	2,110,000
	一 括 価 格 (合 計)					3,340,000

ウ 占有減価修正： 不要と判断した。

エ 市場性修正： 追加の市場性修正は不要と判断した

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (尼崎－46)
所 在 : 尼崎市稲葉元町2丁目4番
「稲葉元町2－4－8」
価 格 : 156,000円/㎡
位 置 : JR東海道本線「立花」駅より道路距離900m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 93㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅、共同住宅等が混在する住宅地域
- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 4,217,941円
物件2 : 1,034,478円

第7 附属資料の表示

- 1 物件目録
- 2 対象不動産・公示地等の所在図
- 3 公図写し
- 4 地積測量図
- 5 建物図面・各階平面図
- 6 概略見取図
- 7 建物間取図
- 8 参考写真

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 |
| | 地 番 | 1 8 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 6 . 6 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尼崎市大庄北三丁目 1 8 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 8 3 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5 . 9 1 平方メートル
2 階 3 0 . 3 9 平方メートル |





※地理院地図に加筆

前 (170-1) 後・新 170-1, 170-2 (168) 5 4. 6
地 番 170-1, -4, -5
土地の所在 尾崎市大庄北3丁目

地積測量図

170-5は168に合筆

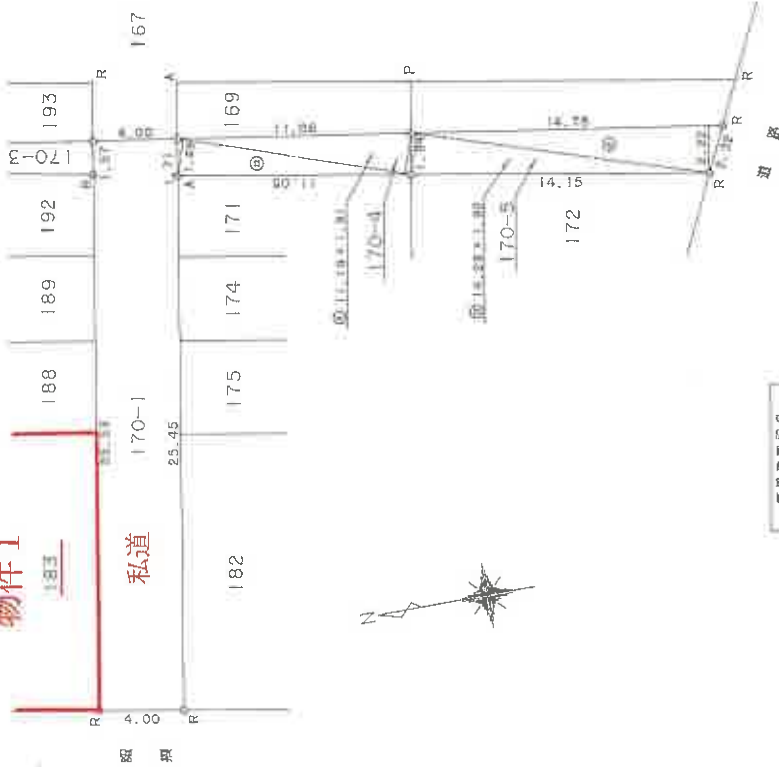
物件1

二斜求積表

地番	170-4	底辺	高さ	倍	面積	積
NO.イ		11.19	1.91		21.3729	
ロ		11.19	1.69		18.9111	
			倍面積		40.2840	
			面積		20.14200	
			地積		20.14	m ²

地番	170-5	底辺	高さ	倍	面積	積
NO.イ		14.78	2.22		32.8116	
ロ		14.28	1.92		27.4176	
			倍面積		60.2292	
			面積		30.11460	
			地積		30.11	m ²

残地番	170-1	底辺	高さ	倍	面積	積
公簿		139.97175			84.97310	
			総計		54.99865	
			残地		54.99	m ²



縮尺	縮尺
R - 全図	
A - プラットフォーム	
P - プラットフォーム	

平成 5 年 月 日 作成

作製者

土地家屋調査士

申請人

103444

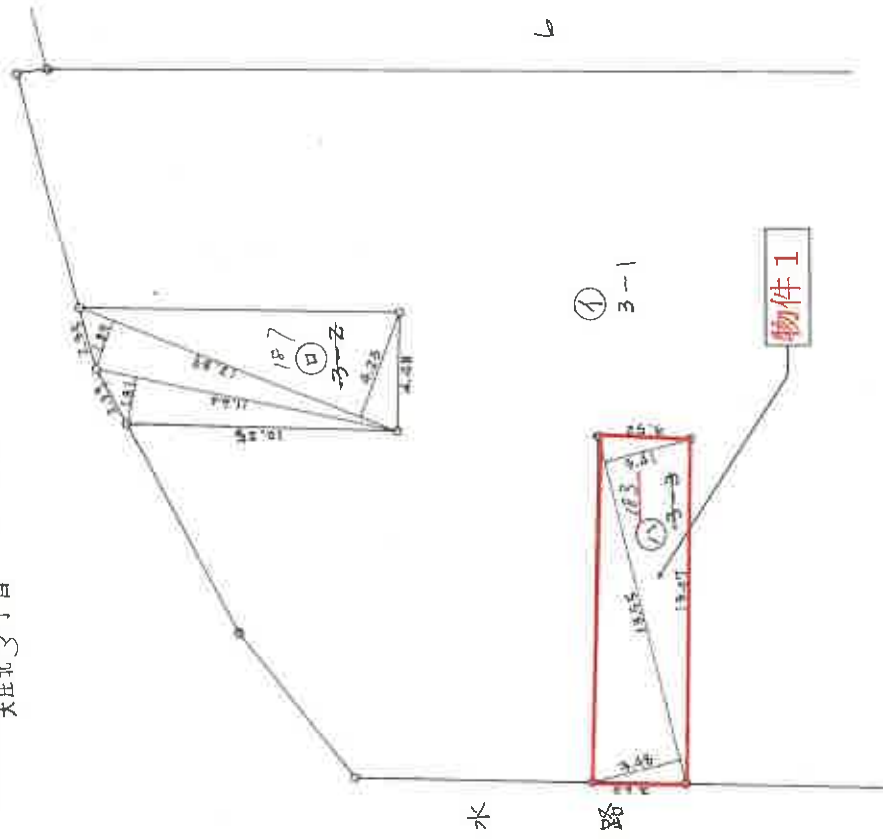
縮尺 1/250

登記年月日：昭和48年6月14日

前 3-1-1 後・新 170-1、183.187

地番	3-1-1 170-1 183.187
土地の所在	尾崎市今北字蓮花寺 大庄北3丁目

地積測量図



求積表

① 3-1-1	11.64	×	1.81	=	21.0684
	12.89	×	1.89	=	24.3621
	12.81	×	4.23	=	54.1247
合計					99.9552
1/2					49.9776

② 3-3-183	13.55	×	3.41	=	46.2055
	13.55	×	3.48	=	47.1540
合計					93.3595
1/2					46.67975

昭和四十八年六月十四日
製作年月日

製作者

土地測量士

申請人

103448

縮尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方方法務局尾崎支局管轄)
令和6年8月26日 大阪法務局

登記官

縮版図面 A 3 → A 4

登記年月日：昭和62年12月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方支務局尼崎支局管轄)

令和6年8月26日 大阪支務局

登記官

縮版図面 A3 → A4

請求番号：16-3

各階平面図

183

家屋番号

建物の所在
尼崎市大庄北3丁目183番地

建物図面

<物件2建物>

壹階平面図

1 階

求積表

$11.70 \times 3.07 = 35.9190$
合計 35.9190
床面積 35.91 m^2

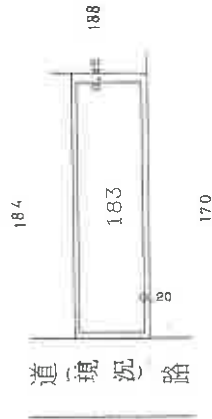


貳階平面図

2 階

求積表

$9.90 \times 3.07 = 30.3930$
合計 30.3930
床面積 30.39 m^2



作製者

土鑑誠士
家屋

月 21 日作製)

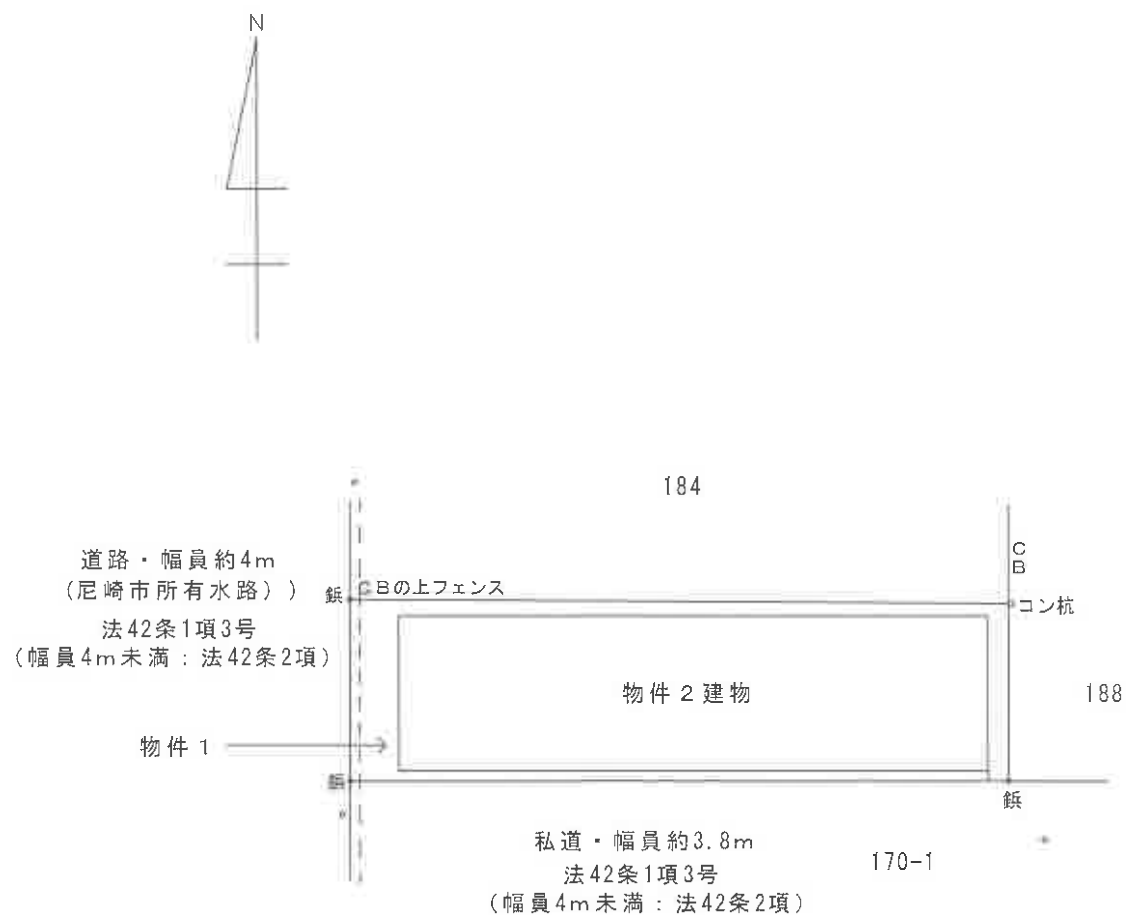
縮尺 1/250

申請人

157450

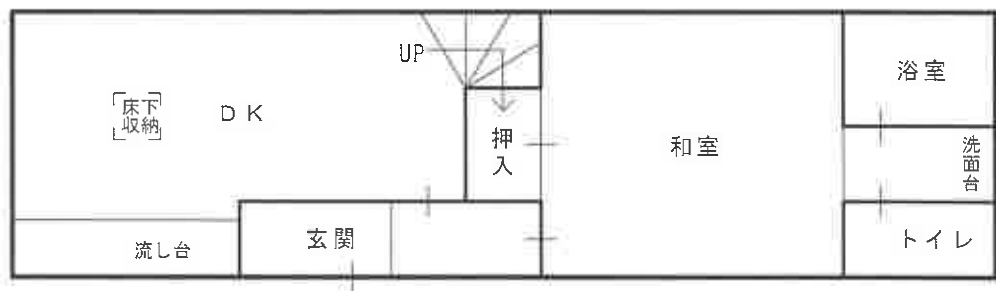
縮尺 1/250

概略見取図 (縮尺記載なし)

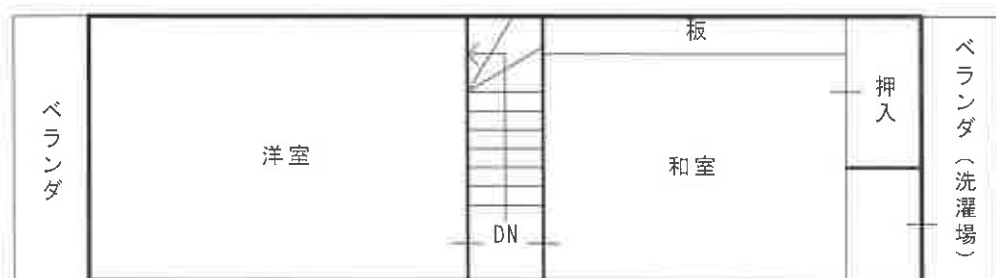


建物間取図

(縮尺記載なし)



1 階



2 階

参考写真

南西方より



北西方より

